

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後 1 ヶ月以内の場合は 80%を返還するものとする
- (2) 入社日以後 1 ヶ月より 3 ヶ月以内の場合は 50%を返還するものとする

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

次に記載する事由により求職者（採用決定者）様が短期退職に至った場合は、返戻金制度の対象外とさせていただきます。

- (1) 求人者の自己都合と判断された場合
- (2) 実際の労働条件・待遇等が、採用決定時の労働通知書等に記載された労働条件、待遇等が労働契約内容と異なる場合
- (3) パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、モラルハラスメント、アカデミックハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント等、ハラスメント全般のいずれかに該当すると判断された場合
- (4) 求職者（採用決定者）様の死亡・病気、不慮の事故等、不測の事態による場合